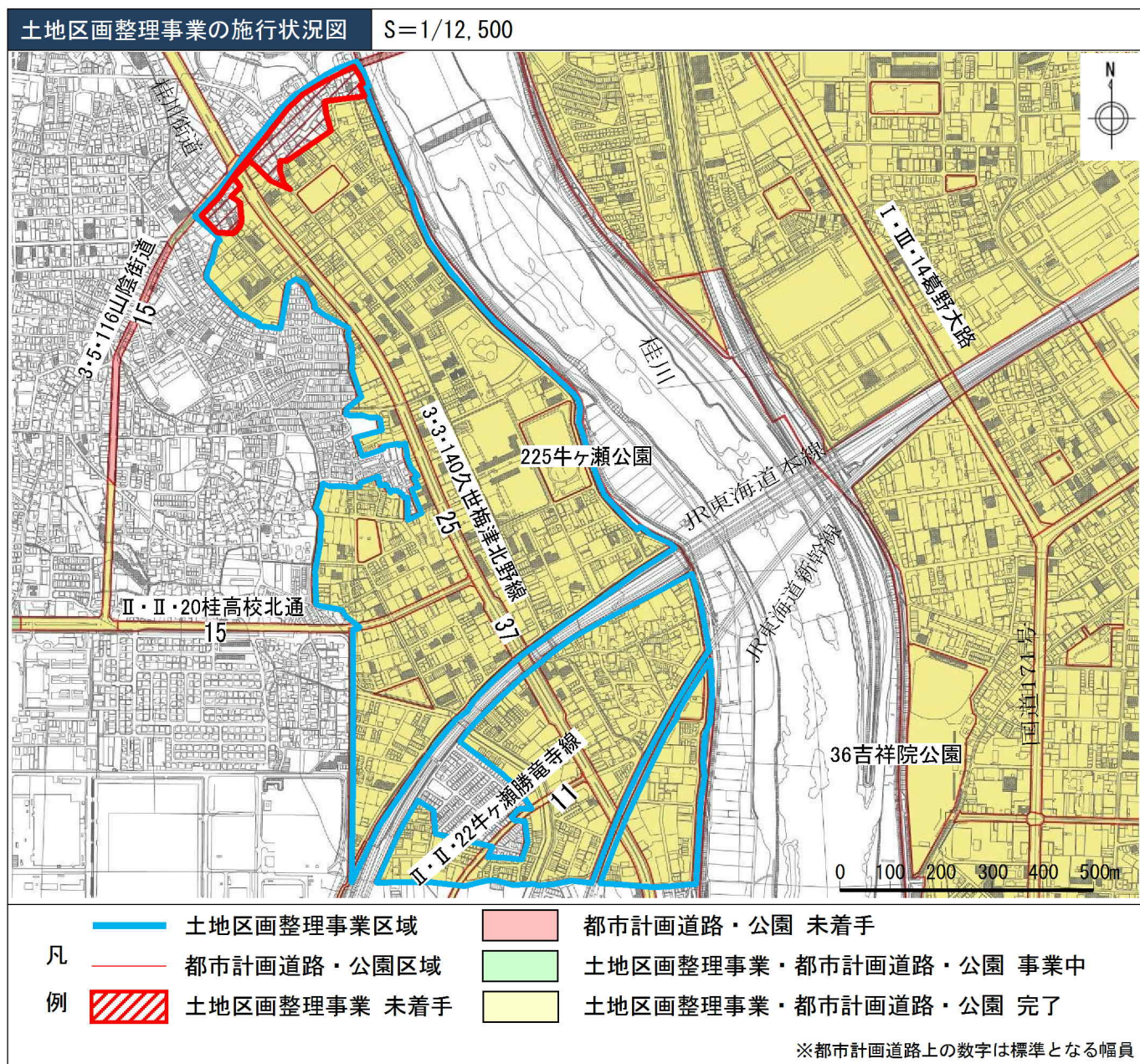


10 洛西第一地区土地区画整理事業

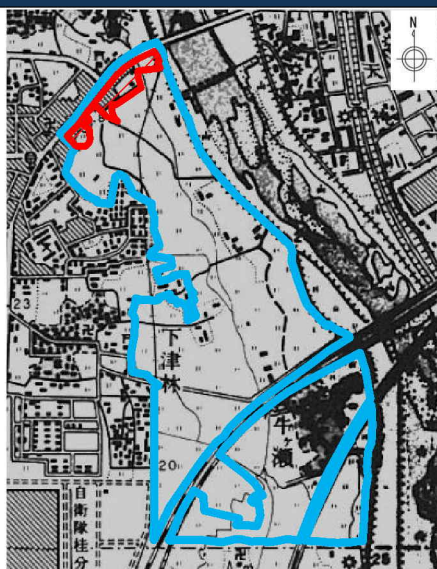
名	称	洛西第一地区土地区画整理事業	行 政 区	西京区	
都市計画決定告示(当初)	昭和 46 年 12 月 28 日	全 体 面 積	79.0ha	未 着 手 面 積	5.9ha
都 市 計 画 決 定 理 由 等	・本地区は、近畿圏の近郊整備地区に指定された地区内にあり、地区周辺の北部は計画中の洛西第二地区に、東部は一級河川桂川に、西部は企業による宅地造成が進み、南部は工業団地造成が完了した地区に隣接し、その影響により宅地化の動向は極めて顕著なものがある。このまま推移すればスプロール化はますます激化するのは必至である。 ・また、都市計画街路も周辺の開発に合わせて整備の必要に迫られているもので、本市の長期開発計画に対しても早急に区域決定を計り、適正なる人口の配分、環境の保全整備、公共施設等の整備改善をなし、健全なる都市の有機的功能を発揮させようとするものである。				
都 市 計 画 変 更 の 内 容	変更なし				



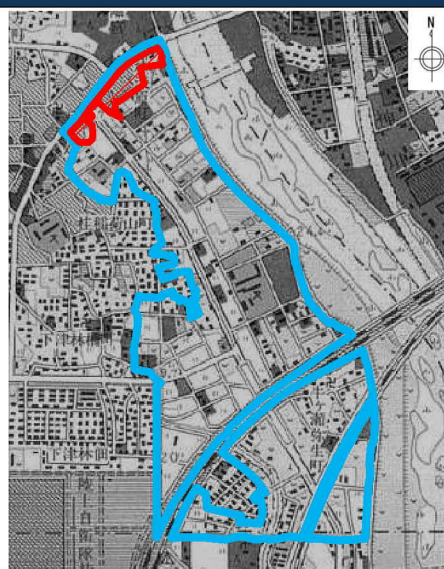
事業に着手していない区域の現況

- ・住宅を中心とした市街地が形成されている。

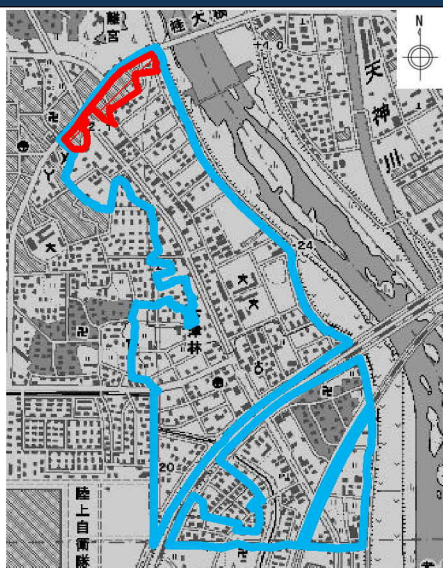
【昭和 42 年頃】



【昭和 60 年頃】



【平成 17 年頃】

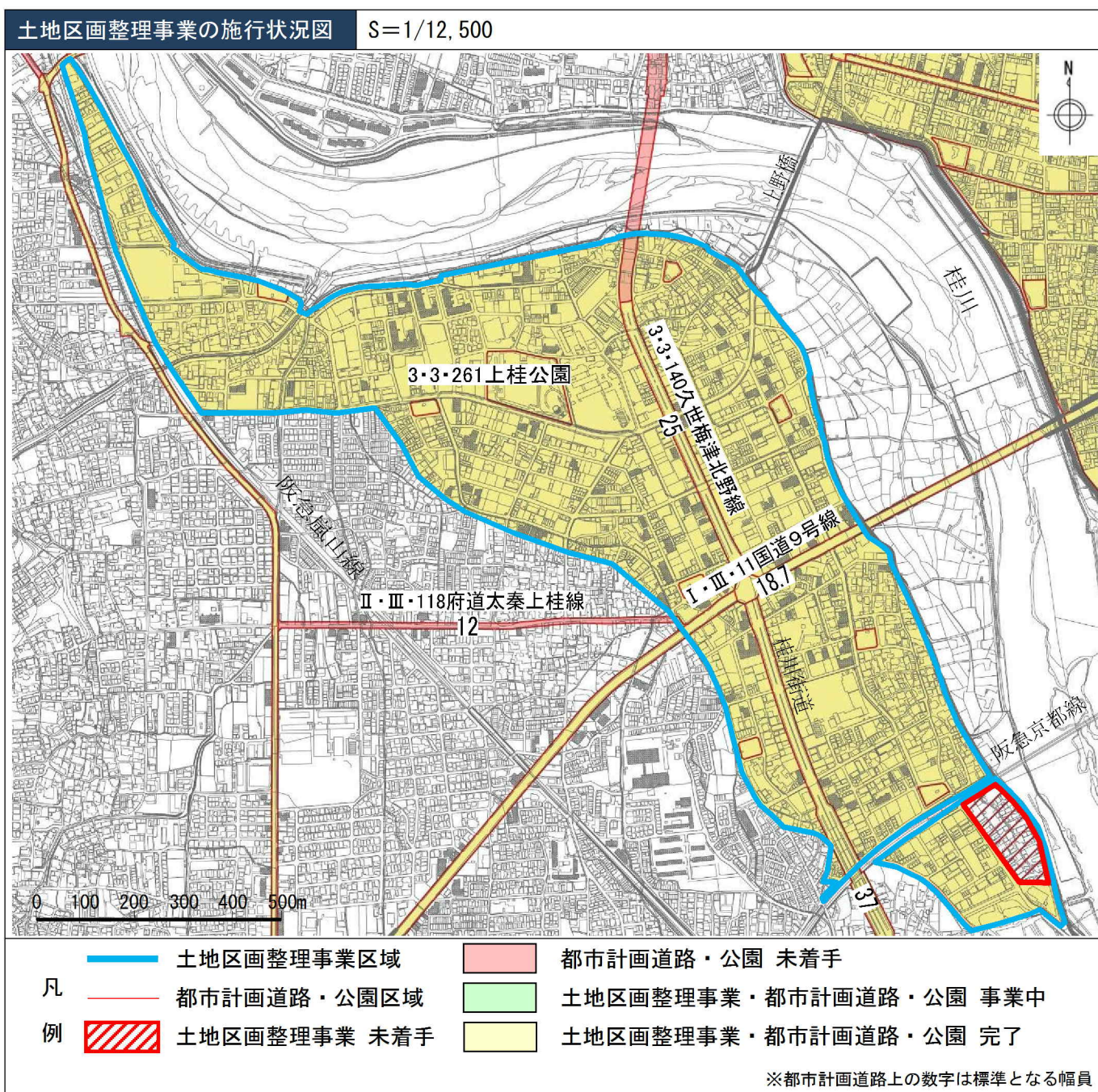


凡 例

- 土地区画整理事業区域
- 土地区画整理事業 未着手

11 洛西第二地区土地区画整理事業

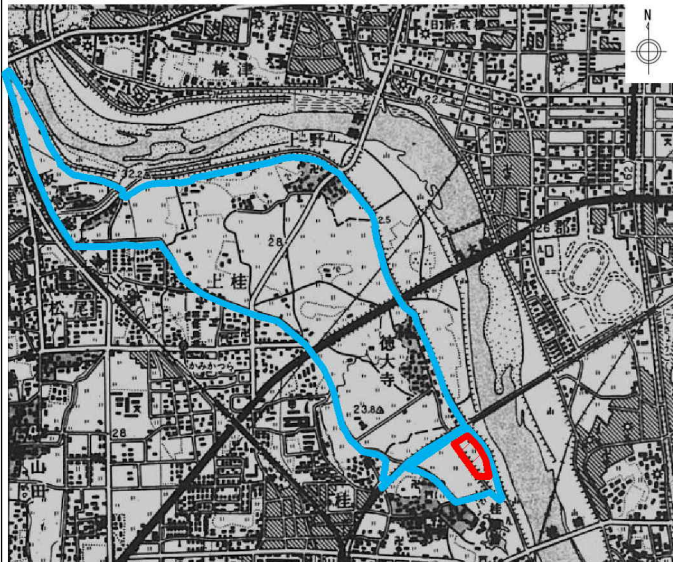
名 称	洛西第二地区土地区画整理事業		行 政 区	西京区	
都市計画決定告示(当初)	昭和 46 年 12 月 28 日	全 体 面 積	98.1ha	未 着 手 面 積	1.5ha
都市計画決定理由等	・本地区は、近畿圏の近郊整備地区に指定された地区内にあり、地区周辺の北部と東部は一級河川桂川に、西部は企業による宅地造成が進み、南部は計画中の洛西第一地区に隣接し、近時宅地開発の動向は、本地区にも漸次影響を及ぼしつつある現状である。このまま放置すればスプロール化は時間の問題となっている。 ・また、都市計画街路も周辺の開発に合わせて整備の必要に迫られているもので、本市の長期開発計画に対しても早急に区域決定を計り、適正なる人口の配分、環境の保全整備、公共施設等の整備改善をなし、健全なる都市の有機的功能を発揮させようとするものである。				
都市計画変更の内容	第1回変更 昭和 55 年 2 月 8 日：区域の追加（区域面積 98.1ha）				



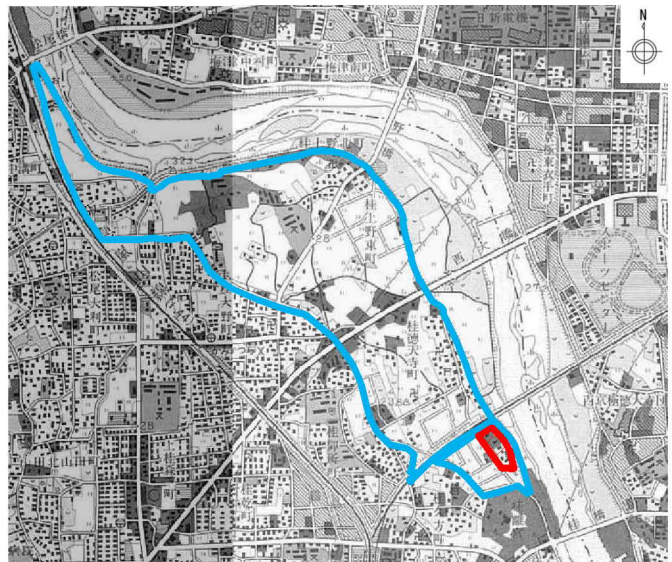
事業に着手していない区域の現況

- ・住宅を中心とした市街地が形成されている。

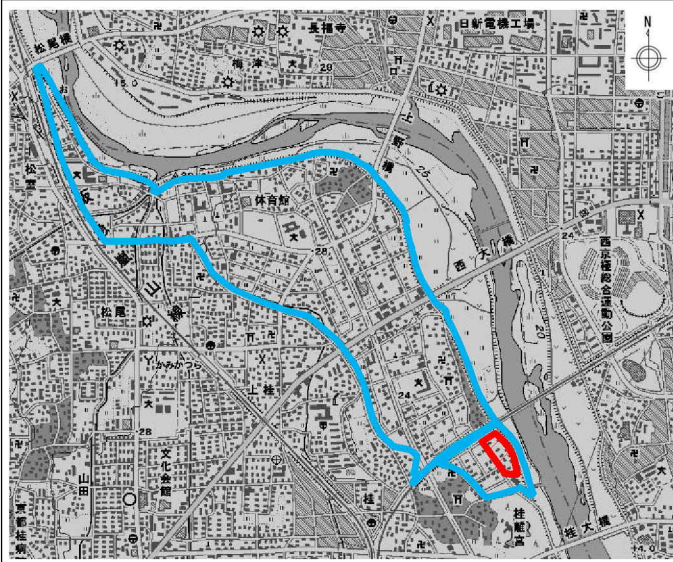
【昭和 42 年頃】



【昭和 60 年頃】



【平成 17 年頃】



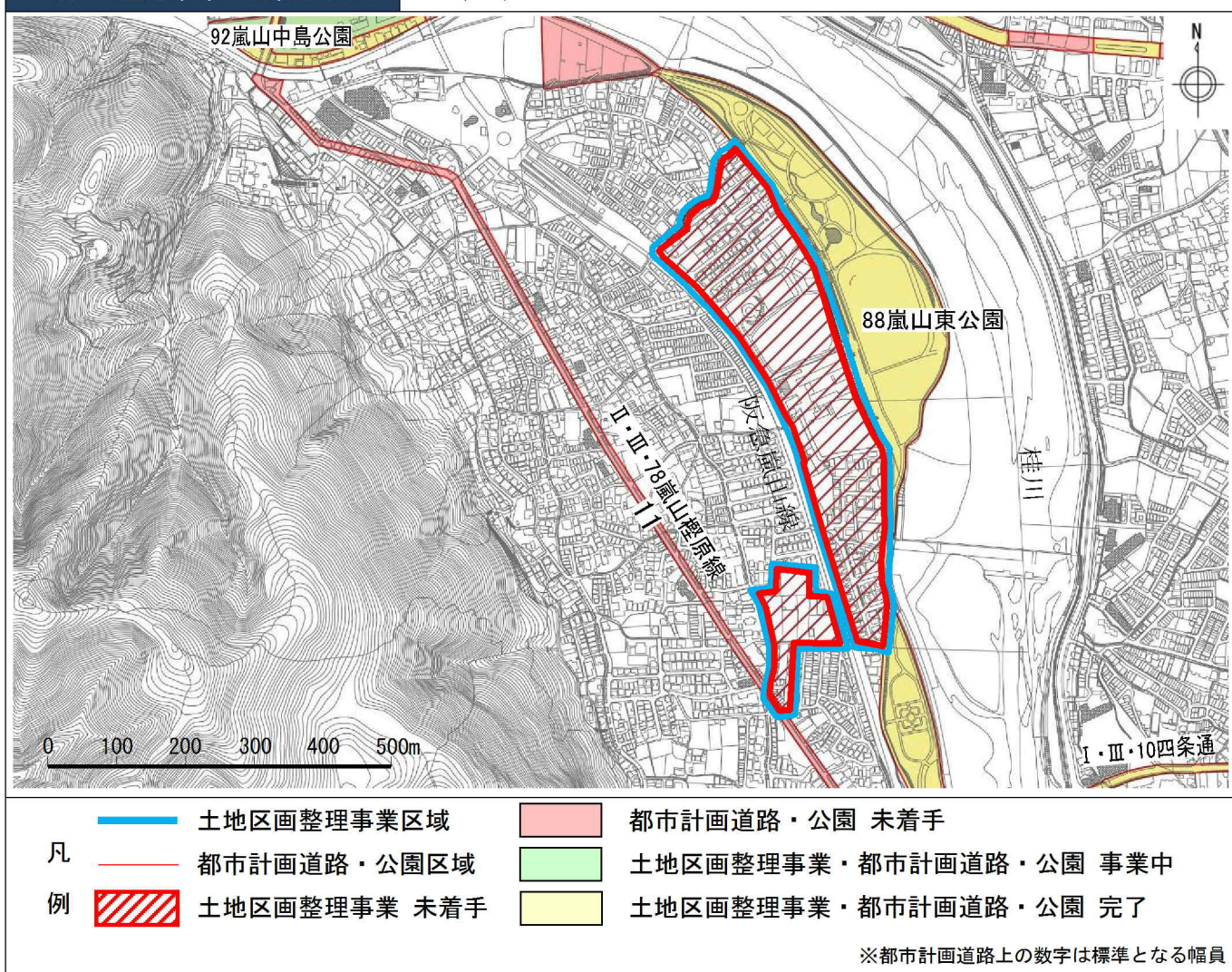
凡 例

- 土地区画整理事業区域
- ▨ 土地区画整理事業 未着手

12 洛西第三地区土地区画整理事業

名	称	洛西第三地区土地区画整理事業	行 政 区	西京区	
都市計画決定告示(当初)	昭和 46 年 12 月 28 日	全 体 面 積	10.0ha	未 着 手 面 積	10.0ha
都 市 計 画 決 定 理 由 等	・本地区は、近畿圏の近郊整備地区に指定された地区内にあり、地区周辺の東部は一級河川桂川に接しているが、他は企業による宅地開発の影響を受け、このまま放置すればスプロール化は防ぎ得ない現状である。 ・また、本市の長期開発計画に対しても早急に区域決定を計り、適正なる人口の配分、環境の保全整備、公共施設等の整備改善をなし、健全なる市街地の造成を企図とするものである。				
都 市 計 画 変 更 の 内 容	変更なし				

土地区画整理事業の施行状況図 S=1/10,000



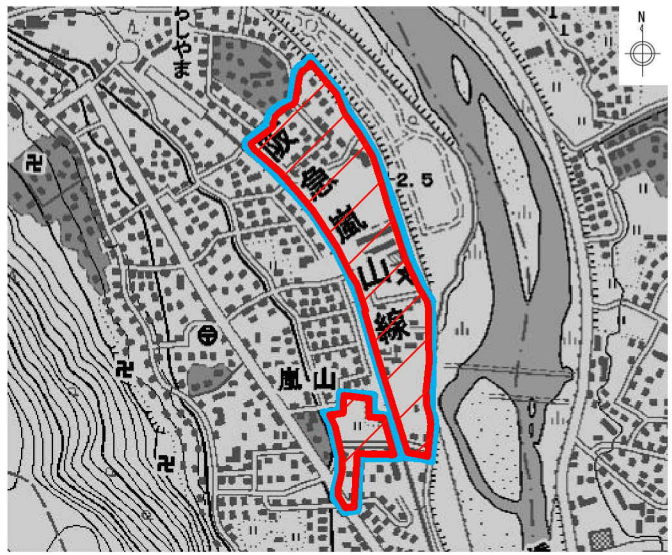
事業に着手していない区域の現況

- ・住宅を中心とした市街地が形成されているほか、小学校や農地等がある。

【昭和 42 年頃】



【昭和 17 年頃】



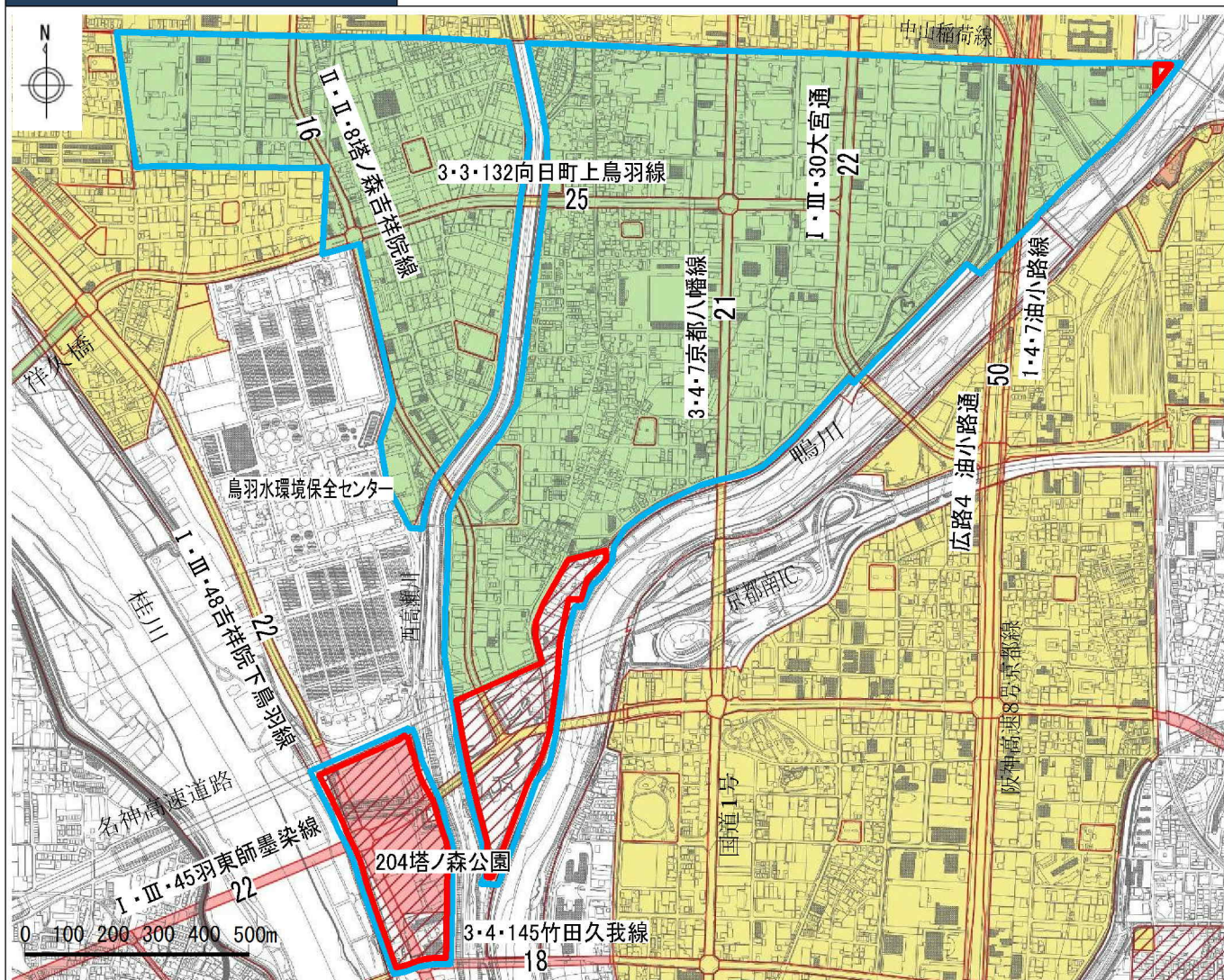
凡 例 ——— 土地区画整理事業区域

土地区画整理事業 未着手

13 上鳥羽南部地区土地区画整理事業

区 域 名	上鳥羽南部地区土地区画整理事業		行 政 区	南区・伏見区	
都市計画決定告示(当初)	昭和 46 年 12 月 28 日	全 体 面 積	166.8ha	未 着 手 面 積	15.8ha
都 市 計 画 決 定 理 由 等	・本地区は、近畿圏の近郊整備地区に指定された地区内にあり、地区周辺の北部は吉祥院東地区、上鳥羽地区、東部は西浦地区、西部は吉祥院石原地区、嶋地区等の完了、施行中、計画中の各地区に隣接し、その影響により宅地化され、企業等の進出が極めて激しい現状であり、このまま推移すればスプロール化が益々激化するのは必至である。 ・また、都市計画街路も周辺の土地区画整理実施地区は既に着工されているが、当地区の未施行のため、取り残されている現状と、又、本市の長期開発計画に対しても早急に区域決定を計り、適正なる人口の配分、環境の保全と整備、公共施設等の整備等、健全なる都市の有機機能を発揮させようとするものである。				
都 市 計 画 変 更 の 内 容	変更なし				

土地区画整理事業の施行状況図 S=1/15,000



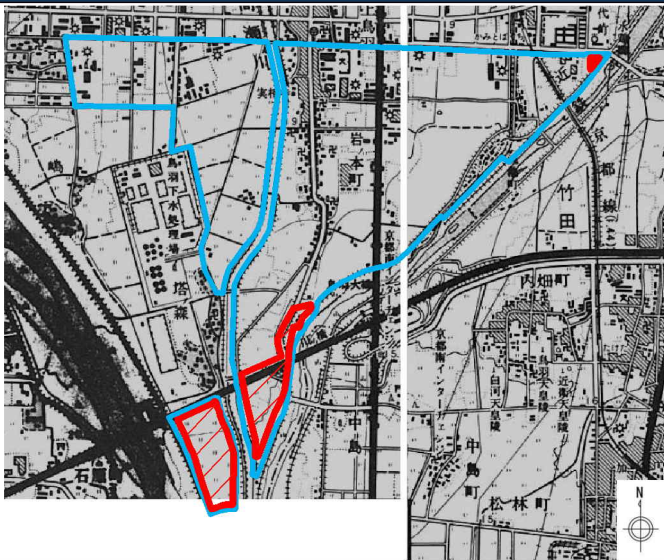
凡	土地区画整理事業区域	都市計画道路・公園 未着手
例	都市計画道路・公園区域	土地区画整理事業・都市計画道路・公園 事業中
	土地区画整理事業 未着手	土地区画整理事業・都市計画道路・公園 完了

※都市計画道路上の数字は標準となる幅員

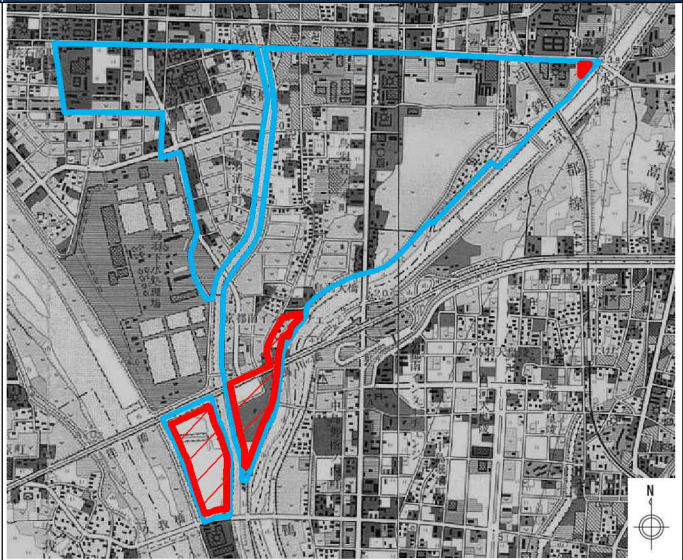
事業に着手していない区域の現況

- ・主に公共施設用地である。

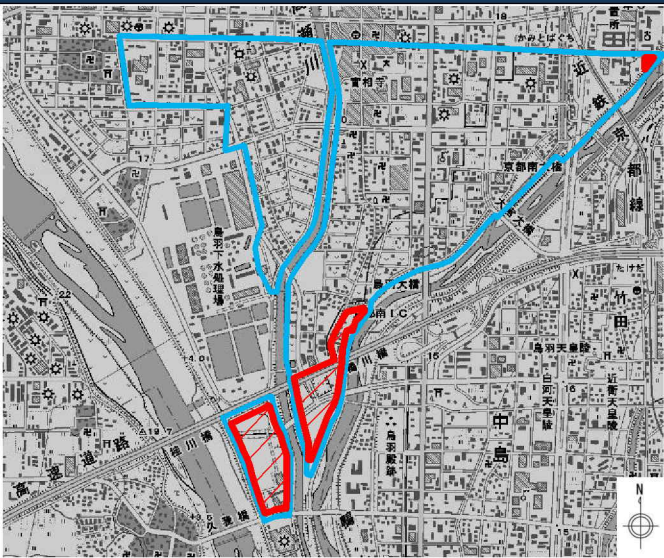
【昭和 42 年頃】



【昭和 60 年頃】



【平成 17 年頃】



凡 例

- 土地区画整理事業区域
- ▨ 土地区画整理事業 未着手